

障害福祉サービス処遇改善の取り組み

社会福祉法人 新川会

当法人では、処遇改善に係る下記の取り組みを実施しています。

- (1) 処遇改善加算Ⅰ
平成30年4月より実施しています。
- (2) 特定加算Ⅰ
令和元年10月より実施しています。

◇【キャリアパス要件について】

イ. 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。

ロ. イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

ハ. イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。

◇職場環境等要件

【資質の向上】

①働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

②研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

【労働環境・処遇の改善】

①新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入

②事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化

③健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

【その他】

①障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮

②非正規職員から正規職員への転換